HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 32(2), 263-266
Issue Date	1981-12-19
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16373
Type	bulletin (other)
File Information	32(2)_p263-266.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五六年三月一三日（金）午後一時半―五時

「軍備拡大の動態に関する国際比較――戦後の西独と日本――」

報告者　ブレーメン大学教授
ディーター・ゼンクハース氏

出席者　三二名

核兵器の発展を中心とした米ソの軍備拡大は戦後世界の重大な問題となっている。一般には、軍備拡大は相手国の脅威に対する反作用として正当化されることが多い。しかし、一九六〇年代から七〇年代にかけて米ソ間に政治的な緊張緩和が進行したにもかかわらず、米ソともに軍備は冷戦期と同様に拡大し続けた。それは、軍備拡大のメカニズムが外からの脅威に対する反作用として生ずるのみでなく、国内的な要因が重要な軍拡の動因となることを示唆している。

戦後の軍備拡大の過程は次のように時期区分できる。第一期は終戦から一九四〇年代末までである。この時期は米ソ間の敵意は相対的に低く、また、各々の軍備拡大のペースは小さい。そして、軍備拡大の要因も米ソともに相手の軍拡に対する反作用という面は大きくなかった。第二期は一九五〇年代の中葉までである。この時期には米ソ間で相互の敵意が昂進するとともに、双方とも急速な軍備の拡大を行った。そして、米ソ間で一方の軍拡が他方の軍拡を呼び起す相互作用が強く展開した。第三期は一九五〇年代末から六〇年代初めにかけてである。この時期には、米ソの相手に対する敵意は前期と同じ水準にとどまり、やがて、デタントとともに敵意が低下する傾向が見えはじめる。しかし、この敵意の停滞や低下にもかかわらず、軍備は前期同様に拡大の一途をたどった。そして、アイゼンハワーが「産軍複合体の政治的統制が困難になった」と警告したように、軍備の拡大が軍内部の官僚制・軍需産業・軍の周辺組織などによって内部から決定されていくことが多くなった。第四期は一九六〇年代中葉から一九七〇年代中葉までの時期である。この時期には米ソ間の緊張緩和は明瞭となり、米ソ間の敵意は一層の低下を示した。さらに、SALTをはじめ米ソ首脳を含むエリートにより軍備制限交渉さえ試みられたが、両国の軍備は歯止めがかかることなく増大し続けた。軍事技術の研究・開発がより高度な兵器を生みだし、軍組織は新兵器の出現にあわせて再編成され、軍事戦略はできてしまった新兵器を正当化するように改変されるという、軍備の自己増殖運動が展開したのである。

以上から理解されるように、第二期から第三期に移行する時期に、軍備拡大の動因は、敵との相互作用という外的要因から、軍産複合体や軍事的な研究開発体制という内的要因に、徐々に重点

を移行させた。それでは、内因的な軍拡を生みだす社会的な条件はどのようなものか。

現代の軍備拡大を正当化するイデオロギーは抑止概念である。抑止政策は、相互に相手に対して軍事的な脅迫政策をとることを前提とし、相手から攻撃を受けた時には必ず即座に報復攻撃を行いうるような最高度の準備を行っておくことを意味する。言いかえれば抑止政策に従えば、軍事的に、常時、相手の不意の攻撃にそなえて高度の臨戦態勢をとり続けることになる。しかし、抑止の意味は短期的な軍事態勢にとどまらず、軍事的な研究・開発の強力な促進要因となる。なぜなら、抑止イデオロギーのもとでは、相手が自分より進んだ兵器を開発する可能性に対して、あらゆる兵器の領域で可能なかぎりすみやかに新兵器の研究・開発が推進される必要があるからである。このように、平時においても高度な臨戦態勢をとり、急速な軍事技術の研究・開発を行っている社会を抑止社会と呼ぶ。

抑止社会においては、相手の実際の政策とは無関係に軍備拡大が正当化され、根拠なしに「敵」に対して大衆が激しい敵意を燃え上がらせる可能性が高い。米ソを二つの抑止社会と考えると、この社会の大衆たちは二つの社会に流通する情報を主としてエリートを介してうけとることになる。二つの抑止社会は、たえず、軍事的脅迫を行っているが、それはエリートから発せられ、相手のエリートにむけられる。大衆は、エリートが脅迫政策をとった際、乃至、うけとった際にエリートからメッセージを受けとる。このような抑止社会間の脅迫の過程では、二つの社会間では極めて小さな情報が交換されるにすぎないが、各々の社会内では極めて強い反響がよびおこされ、数々の「敵」イメージがつくられる。この国内消費的な情報流通は、政府やエリートが「敵」イメージを創出し操作する恰好の条件となり、自己増殖を続ける兵器体系を正当化する重要な基盤となる。その結果、外部世界に対して非現実的なイメージが持たれ、あるいは相手からの情報収集のパターンが歪曲されていく。そして、現実とはかかわりなく「敵」イメージが固定化され、ついには、戦争の危険の責任などのマイナスの要因を、もっぱら外部世界、特に「敵」に転嫁させる傾向までが強まるのである。これを「自閉症」化した社会と呼ぶが、それは、緊張緩和したもとでの軍備拡大を説得的に説明するモデルとして有力である。

○昭和五六年四月一八日（土）午後一時半―五時

「ドイツ民主共和国における社会主義的歴史像と歴史意識の発展」

報告者　イェナ大学教授　ディーター・フリッケ氏（Dieter Fricke）

通　訳　伊東孝之氏

出席者　一六名

フリッケ教授は第二帝政期ドイツ労働運動史の研究者として令

名の高いドイツ民主共和国歴史学界の泰斗である。日本学術振興会の招きで初来日したのを機会に北大で表題の講演をされた。

教授は先ずドイツ民主共和国の歴史家が国民の間に社会主義的歴史意識を発展させるという課題を負っていることを指摘され、そうした歴史意識が、マルクス・レーニン主義に基づきつつ、ドイツ民主共和国の社会的・政治的諸関係によって規定された一定の完結性をもった歴史像に依拠するものでなくてはならぬ、と主張された。そうして、このような歴史像について次の五つを重要な点としてあげられた。

第一に、そうした歴史像は、具体的な歴史過程を社会的歴史発展法則に則って明らかにするものでなければならないこと。例えば「国民」という概念を取っても、従来のブルジョア的概念の検討と並んで、新たに社会主義的「国民」の概念を検討することで、こうした課題に即応しうる。

第二に、人民大衆こそがこうした歴史像の中心的対象となるべきこと。就中労働運動の研究が社会主義的歴史像形成の中心になること。

第三に、反動的な伝統、例えば帝国主義、軍国主義、ファシズムにも注意を向け、これとの戦いを把握することによって動的な歴史像を作ること。

第四に社会主義的歴史像は、世界史的発展の担い手としての人民の歴史を描くものであるから、当然ヨーロッパ中心には偏らず、インターナショナルな性格を持つものであること。

最後に、とは言え、ドイツ民主共和国の人々の描く歴史像であるから、ドイツ固有の伝統、とりわけ進歩的な伝統を探り出し、その中にドイツ民主共和国を位置づけることも重要である。そして現に、ルターやビスマルクと言った歴史的人物を、その進歩的側面に光をあてて再評価する試みが進められている。

以上の点に留意しつつ、社会主義的歴史像を形成し、歴史意識を培って行くことがドイツ民主共和国の歴史家の課題である。その際、方法的には一方で過剰な実証主義を排除し、他方で主観主義に陥らぬ、弁証法的方法が要請されよう。そうして、できるだけ多くの人々に歴史に対する関心を抱かせること、就中若い人々の関心を歴史に向けさせるよう努めることが当面する課題となろう。

以上の教授の講演に対し、主として「歴史意識」という用語の規定と有効性をめぐって質問が出され、この種の講演会としては珍らしく、白熱した議論が展開された。

○昭和五六年五月二九日（金）午後一時半―五時

「刑罰は犯罪を抑止するのか――クリミノロジーへの、経済学の侵略――」　報告者　松村良之氏

出席者　三三名

内容については、法学論集近刊号に掲載予定

○昭和五六年六月二六日（金）午後二時―五時半

「法における擬制（fiction）について」

報告者　東京大学名誉教授　来栖三郎氏

出席者　三六名

まず、フィクションとは何か、フィクションをどう分類するか、という問題に関するファイヒンガーとベンサムの考えを紹介された。

フィクションの定義は何を実在とみるかにかかるが、この問題についてはファイヒンガーとベンサムは近似している。彼らによれば、フィクションとは一定の目的のために必要な手段である。それは実在から離れるが、思惟による荒唐無稽の構成物ではなく、フィクションとして有用であるためには現実と一定の関係をもっていなければならない。フィクションは実在から離れていることが意識されているが、嘘とは異なり、非難すべきものではない。

フィクションの分類について、ベンサムは、①論理学者のフィクションと②詩人のフィクションと③（広義の）政治上のフィクション――これにはさらに、政治学上のフィクションと聖職者のフィクションと法律上のフィクションとがある――の三つを考え、③とくに法律上のフィクションを非難している。これに対し、ファイヒンガーの分類は明確でない。

ついで、氏は氏自身のフィクションの分類を述べられた。第一は、ⓐ言語学上のフィクションで、これには、一般観念（general ideas）、総称的フィクション（「権利」「権利主体」など）、比喩的フィクションがある。第二は、ⓑ認識上のフィクションである。これは、一定の世界像をつくる際に、問題を扱いやすくするためにいろいろな前提を置くことである。例えば自然科学において、ニュートンの質点力学は地球・太陽等が大きさをもたない点であると想定し、ボイルの法則は分子の大きさを無視している。文化科学においても、古典経済学はホモ・エコノミックスを前提にし、新古典派経済学は生産・消費に時間がかからないと想定し、刑法学は意思の自由を前提にしている。第三は、ⓒ実践上のフィクションであり、これには、客観的価値のフィクションと実用的・技術的フィクションとがある。前者の例として、自然法・正義・社会契約や、あるいは神がある。後者の例として、数学におけるフィクション（点、線、面、円の定義など。また、微分の考え方。）と、法律学上のフィクションとがある。この法律学上のフィクションは、さらに、論者によって種々の分類がなされている（ケルゼンによる法理論上の擬制、立法者の擬制、法適用者の擬制、イェリング・エッサーによる歴史的擬制と教説的擬制）。ところで、数学上のフィクションは、計算者の価値判断に左右されない答えに達するための手段として有用であるのに対し、法律学上のフィクションは、解釈者によって異なる価値判断を法律から導かれたようにみせ、権威を与えるために用いられる。したがってそれは、結論を出した後に捨てることはできないものである。

以上の講演に続き、種々のフィクションの具体例、種々のフィクションの相互関係、フィクションの説得的機能、法解釈におけるフィクションの有用性などについて、活発な議論がなされた。